

平成十八年二月二十四日受領
答 弁 第 七 七 号

内閣衆質一六四第七七号

平成十八年二月二十四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員河村たかし君提出特定同族会社の役員報酬の損金不算入規定の創設に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

衆議院議員河村たかし君提出特定同族会社の役員報酬の損金不算入規定の創設に関する質問に対する
答弁書

国税庁は、税理士業務の適正な運営の確保を図ることを任務としており、これを達成するため、税理士制度の運営に関する事務を所掌し、税理士会の指導監督に関する事務等を行っている。

御指摘の「意見聴取」の意味が必ずしも明らかでないが、東京国税局及び関東信越国税局は、税理士会の指導監督に関する事務の一環として、御指摘の税理士会の業務の状況について説明を受けており、その際、御指摘の「いわゆる特定同族会社の役員報酬の損金不算入規定の創設」に関する税理士会の活動状況についても説明を受けたことがある。